

## &lt;目次&gt;

- 三井ホームエステートに対する差止請求訴訟 第2回期日等のお知らせ
- パソコン100円販売とモバイル通信のセット販売に対する是正申入れ
- 集団的消費者被害救済制度 消費者委員会での検討が始まる。

## 三井ホームエステート(株)に対する差止請求訴訟 第2回期日等のお知らせ

当機構は2010年9月6日、三井ホームエステートに対して差止請求訴訟を提起しました。

第1回期日は、本年10月14日(木)に開かれ、被告(三井ホームエステート)から原告(当機構)の訴えに対する答弁書が提出されました。

第2回期日は、下記日時のとおりです。当日は、原告(当機構)・被告(三井ホームエステート)の双方から準備書面等が提出される予定です。書面のやり取りで終わる可能性が強いと思われませんが、本件の裁判に関しては消費者の関心が強いことを示す意味からも、傍聴をご検討いただければと思います。また、第2回期日終了後には、裁判内容の説明会を開催いたします。

### 第2回期日等について

1. 日 時：2010年12月2日(木) 午前11時～
2. 場 所：東京地方裁判所民事第8部 601号法廷  
※同法廷は、東京家庭・東京地方・東京簡易裁判所合同庁舎(法務省合同庁舎C棟)6階にあります。  
※尚、傍聴希望者数によっては、法廷が変更となる場合があります。  
法廷が変更された場合には、下記の傍聴希望の連絡をいただいた皆様に改めてご連絡させていただきます。
3. 傍 聴：当日の傍聴参加について、事前に人数を確認したいと思います。  
傍聴希望の方は、①「所属」②「お名前」③「電話・メールアドレス」を当機構事務局宛(メール [saitou@coj.gr.jp](mailto:saitou@coj.gr.jp)、FAX03-5216-6077)に11月29日(月)までにご連絡ください。
4. 説明会：第2回期日の終了後に、当方の訴訟代理人から、原告・被告の準備書面等の内容(両当事者の主張)の説明を行っていただきます。  
(1)日時 2010年12月2日(木) 第2回期日終了後(11時30分ころを予定)  
(2)会場 東京弁護士会 502EF会議室(弁護士会館5階)  
※東京家庭・東京地方・東京簡易裁判所合同庁舎の隣です。

## 三井ホームエステート差止請求訴訟費用 寄付（募金）のお願い

現在、当機構では、三井ホームエステートの差止請求訴訟費用の寄付(募金)をお願いしております。

皆様ご存知のとおり、訴訟には費用がかかります。差止請求訴訟の費用に関しては、1件の訴訟ごとに約130万円を予定しております。今回の三井ホームエステートの差止請求費用については、消費者支援基金（消費者団体訴訟制度に係る裁判費用等を助成対象と定めた基金）からの助成金（約100万円）を予定しておりますが、差額の30万円については、寄付（募金）でまかないたいと思っております。

消費者団体訴訟の差止請求は、不当行為を行っている事業者に対して、その行為の是正を申入れることで、今後、同種の消費者被害の発生・拡大防止を目的としたものです。今回の三井ホームエステートの差止請求訴訟で当機構が勝訴すれば、当該事業者は差止請求対象となった契約条項（「貸室の損傷原因が不明確な場合に、その費用を借主負担とする条項」等）を使用できなくなり、新たな被害者の発生を防ぐことができます。

消費者団体訴訟制度の差止請求訴訟の趣旨にご賛同いただき、ぜひ、この機会に寄付（募金）をお願い申し上げます。ご連絡いただければ、金融機関・口座番号等が印字された振込用紙を郵送させていただきます。また、直接、下記口座にお振込みいただくことも可能です。

### 【寄付（募金）口座】

金融機関名	ゆうちょ銀行
口座番号	18022711
口座名	トクヒ) ショウヒシャキコウニッポン

※寄付（募金）は、三井ホームエステートの訴訟費用に充当します。

※余剰が出た場合は、その他裁判外の差止請求関係業務の費用に充当させていただきます。

## パソコン 100 円販売とモバイル通信のセット販売に対する是正申入れ ～ 広告と勧誘の改善 ～

消費者機構日本（以下「当機構」という）では、家電小売事業者の「株式会社コジマ」及び通信事業者の「イー・モバイル株式会社」に対して、「通信契約がセットされ、100 円等の格安価格でのパソコン販売」に関する広告表示内容と勧誘方法の改善をそれぞれ申し入れました。

その結果、次のとおり改善されました。

なお「株式会社コジマ」における広告表示はさらに表示場所や文字の大きさなどさらに工夫・改善を要すること、また、他の家電小売事業者においても同様に改善を要するものと考え、「株式会社コジマ」における今回の改善後に、業界団体である「(社)全国家庭電気製品公正取引協議会（全国家電公取協）」に対して、会員である家電小売事業者への周知・指導等をあわせて要請しています。

### 1. 株式会社コジマへの申入れと改善内容

詳細はCOJホームページ [http://www.coj.gr.jp/zesei/topic\\_101029\\_02.html](http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_101029_02.html) 参照

<2010 年 4 月 8 日付け申入れ趣旨>

株式会社コジマのチラシ等広告において、機種によっては、パソコンを「100 円」等と格安で購入できるとの利益のみが表示され、これに対応して、購入者が加入しなければならないイー・モバイル株式会社の通信プランの月額料金並びにイー・モバイル株式会社の通信プランを中途解約した場合の契約解除料など、購入者が負担しなければならない金額が表示されていない。

よって、本件表示は、景品表示法第 4 条 1 項 2 号に定める有利誤認表示に該当すると考えられるので、改善を求める。

<回答内容>

弊社は、消費者にわかりやすい表示を実現するという観点から、今後、本プランを広告に掲載する場合には、通信利用料金及び契約解除料を付記するように努めていく。（※具体的是正内容は、ホームページ掲載の参考資料 3 を参照）

<「(社)全国家庭電気製品公正取引協議会（全国家電公取協）」への要請>

★「家庭電器製品小売業における表示に関する公正競争規約」を設定し運用している、(社)全国家電公取協に対しても次の要請を併行して行いました。

<(社)全国家電公取協への要請概要>

(社)全国家電公取協の会員である家電小売事業者に対して、「消費者が、通信契約等がセットされたパソコン購入時に、パソコンの購入価格と通信契約の月額料金や同通信契約の解約時の契約解除料金等を誤認しないような広告表示へ改善するよう周知徹底と指導等の実施」を要請しました。

## 2. イー・モバイル株式会社への申入れと改善内容

詳細はCOJホームページ [http://www.coj.gr.jp/zesei/topic\\_101029\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_101029_01.html) 参照

<2010年4月2日付け申入れ趣旨>

1. 貴社の通信プラン「スーパーライトデータプラン にねんMAX」と無料または格安のパソコン（貴社通信用端末付）とのセット販売契約において、店頭・広告等によりパソコンを無料または格安で購入できるという利益となる事実のみを告知し、他方において、「スーパーライトデータプラン にねんMAX」を契約期間中に中途解約した場合に、契約解除料が発生する旨の不利益事実を告知しない勧誘は、消費者契約法第4条2項の「不利益事実の不告知」に該当するので、その是正を求める。
2. また貴社の販売代理店が上記の消費者契約法第4条2項に該当する不当勧誘を行っている場合は、その是正のために必要な措置を講ずることを求める。

<改善内容（※申入れ事項に関する、イー・モバイル株式会社での改善実施）>

- ① 通信プラン契約期間・契約解除料等について、お客様に理解されるような説明の実施を販売員へ徹底し、説明強化を行っている。
- ② 申込書では、重要説明事項欄に「特にご注意いただきたい事項」として料金プランや契約解除料、事務手数料等の説明を強調し、より見やすく、理解しやすいように改善した。あわせて申込書では重要事項内容の説明を、お客様が承諾したことが確認できる様式へ改訂した。また総合カタログや確認事項書面でも、契約解除料等の注意喚起を目的とした説明を追記してきている。
- ③ 全国の販売員・スタッフへは月1回の頻度で接客改善研修と各種指導・徹底を実施している。また、苦情等発生時には、担当販売員を特定した上での教育・指導実施など、改善措置を講じている。販売代理店へは、担当営業者が現場視察を行いながら、セールストークの徹底・指導等を行っている。さらに特定の販売代理店で苦情等が多く発生している場合は、その原因究明と業務改善策を実施していくこととしている（改善が見られない場合の販売停止処置も含む）。

## 集团的消費者被害救済制度 消費者委員会での検討が始まる！

消費者委員会「集团的消費者被害救済制度専門調査会」（以下、専門調査会という）の第1回会合が10月28日に開催されました。この専門調査会は、集团的消費者被害の救済に関する制度のあり方、その他の関連する重要事項を検討するために設置され、平成23年夏を目途に「制度のあり方」のとりまとめを行うことを目指しています。専門調査会の構成は下記のとおりで、当機構からも磯辺が委員として参加しています。

第1回会合は、冒頭、消費者委員会の原事務局長が専門調査会設置の趣旨等を報告・説明し、伊藤座長を選任して開始されました。論議にあたって、専門調査会としてこの間の論議状況を共有化する趣旨で、消費者庁の加納企画官が、内閣府「集团的消費者被害回復等に関する研究会」と消費者庁「集团的消費者被害救済制度研究会」での検討概要や論点整理状況について詳しくレビュー、それを受け、出席した全委員・構成員がそれぞれの問題意識を発言、専門調査会として中心的に取り上げる課題や議論の進め方等について意見交流がされました。

なお、この専門調査会は公開されており、傍聴できます。また、消費者委員会のホームページで資料や議事録を閲覧することができますので、詳しくはそちらをご参照ください。

### ＜集团的消費者被害救済制度専門調査会 委員等の名簿＞

	氏名（敬称略）	現職	備考
専門調査会 委員	伊藤 眞	早稲田大学客員教授	座長
	磯辺 浩一	消費者機構日本 理事・事務局長	
	大河内美保	主婦連合会 副会長	
	大高 友一	弁護士	
	沖野 眞己	東京大学教授	
	窪田 悦郎	神戸大学教授	
	桑原 元	全国商工連合会 常務理事	
	中村 美華	(株)セブン&アイ HLDGS 法務部	
	三木 浩一	慶応義塾大学教授	
	三木 澄子	消費生活専門相談員	
	山本 和彦	一橋大学教授	
消費者委員会 委員	池田 弘一	アサヒビール(株) 相談役	
	下谷内富士子	(社)全国消費生活相談員協会 顧問	
	山口 広	弁護士	
オブザーバー	野々山 宏	国民生活センター 理事長	
	朝倉 佳秀	最高裁判所 課長	
	佐藤 達文	法務省 参事官	

以上の他、消費者庁長官・次長、消費者庁企画課、消費者委員会事務局が参加されています。